



右から平沢勝栄衆議院議員、三原じゅん子参議院議員、宮川典子衆議院議員、山下貴司衆議院議員

# 今、リベンジポルノ問題は

平沢勝栄 衆議院議員 (リベンジポルノ問題に関する特任調査会委員長 [当時])

三原じゅん子 参議院議員 (女性局長兼リベンジポルノ問題に関する特任調査会事務局長 [当時])

宮川典子 衆議院議員 (女性局長代理 [当時] ※脱離)

山下貴司 衆議院議員 (リベンジポルノ問題に関する特任調査会事務局長代理 [当時])

## 三鷹ストーカー殺人事件をきっかけに女性局で勉強会

— 女性局がリベンジポルノ対策に取り組むことになったきっかけは、

三鷹 平成25年10月、東京都三鷹市で発生した三鷹ストーカー殺人事件です。これは、三鷹市に住む女子高生が元交際相手に

殺害された事件で、殺害後に被害者のプライベート写真がインターネットの書き込みサイトなどに流出しました。こうした画像はひとたび流出すると世界中に拡散し、完全に消失するのは困難になります。被害者の女子

高生とご家族の無念さと思う言葉がありません。

このように元交際相手による性的画像や動画をインターネット上に公開する行為、いわゆるリベンジポルノは諸外国でも深刻な社会問題の一つとして法整備が進んでいます。しかし当時、日本では、画像や動画を投稿された被害者は、ショックや羞恥心などから事件を公にするのをためらい、泣き寝入りをするケースがほとんど。その対策もとられていませんでした。

被害者を一人でも多く救済したいとの思いから、女性局で勉強会を開催し、まずは関係省庁(法務省・総務省・警察庁)からヒアリングをすることで実態の把握に努めました。

宮川 リベンジポルノの被害者は、ほぼ女性です。三鷹ストーカー殺人事件が世の中に投げかけた波紋は大きく、女性局もこの問題を深刻に捉えて勉強会を始めました。そして、リベンジポルノの実態を知られば知るほど、「これは一刻も早く対策をしなければいけない」と法整備の必

要性を強く感じ、スピード感を持って議論を進めていきました。

当時、三原女性局長は危機感を強くお持ちで、「女性の救済を守るうえで、この犯罪は絶対に許してはいけない」と訴えていたのを今でも鮮明に覚えています。私たちが同じ思いを抱き、どのような対策を講じるのが最善かを考えました。そして、三鷹ストーカー殺人事件の発生から約4カ月後の平成26年2月、政務調査会の中に「リベンジポルノ問題に関する特任委員会」を立ち上げていただきました。

— その委員長に、平沢勝栄衆議院議員が就任された経緯は、平沢 当時の高市早苗政務調査会長から要請され、拝命しました。私が警察庁の出身であることも人選に関係していたと思います。

リベンジポルノ問題は、インターネットの普及に伴って生じた現代社会の犯罪です。しかし、新しい犯罪に対する警察庁の対応は、とかく遅れがちになります。当時、警察庁は、リベンジポルノ問題が深刻であることは薄々

約一年半前の平成26年11月、自民党主導による「リベンジポルノ防止法(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律)」が成立しました。その立法に向け議論を進めてきた「リベンジポルノ問題に関する特任委員会」の平沢勝栄衆議院議員、三原じゅん子参議院議員、宮川典子衆議院議員、山下貴司衆議院議員が、これまでの取り組みやリベンジポルノの現状、被害防止のための活動について語り合いました。



特別企画 今、リベンジポルノ問題は

たのは、女性局による女性のための法律だったからです。これが重要なポイントです。

この法律の方向性を固めるにあたり、女性局ではリベンジポルノ問題に関する全国アンケート調査も行いましたね。

三原 はい。女性局の手どもHAPPYプロジェクトの一環として、全国47都道府県の女性局に協力をお願いしました。

インターネットに被害があまりなかつた高齢の人も、娘さんやお孫さんから話を聞くなど、このアンケート調査がリベンジポ

ルノに関心を持つきっかけになりました。そして何より全国の女性局の皆さんが「自分たちの力で法律をつくったんだ」という思いを共有できたことがうれしいですね。この法律は、女性局の役員だけでつくったものではありません。47都道府県のすべての女性局の皆さんの「リベンジポルノの被害をなくしたい」との思いが込められた法律なのです。

宮川 調査期間は1カ月と短かったにもかかわらず、回答数は3000通を超え、様々な世代

## 女性局による女性のための法律 リベンジポルノ防止法

— 平成26年11月に施行されたり

リベンジポルノ防止法のポイントは、

山下 3つあります。一つは、規制対象となる性的画像の内容

感じていながらも、具体的な被害者数の把握や、特化した取り組みを行っていませんでした。

それは何故かという点、警察庁は、各県本部やわいせつ物販売店などの現行法で検挙できると考えていたからです。しかし、現行法では対処できない法の隙間はたくさんあります。例えば、

下着姿で性的部位が露出に強調され、性欲を興奮させる画像がインターネット上に掲載されても、現行法では検挙することが難しいのです。そのため、そうした画像や動画を掲載した者への罰則や拡散防止、被害者救済などを盛り込んだ新法の整備が急務でした。



を法律で定義し、それを公表をとする行為を禁止したこと。

二つ目は、違反者に対し「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」という罰則規定を設けたこと。

三つ目は、性的画像の削除に関するプロバイダ責任制限法の特例です。この法律の施行前は、プロバイダ事業者等を通じた画像データ削除に7日かかっていたため、その間に性的画像データがどんどん拡散してしまっていました。被害者が望むのは、一日でも早い画像の削除です。そのため、違法なりベンジポルノだと判断できる場合は、プロバイダ事業者等が即時削除できるようにしました。そして、プロバイダ事業者等が違法性を判断できない場合でも、画像削除に要する発信者への照会罰則を現状の7日

から意見を寄せられました。そのうち、55%の人がリベンジポルノについて知りませんでした。その方々はその調査で初めてリベンジポルノ問題を知り「被害者を守るために、自分たちは何をすべきなのか」という問題意識を強く持ったのです。それが大きな原動力となっ

可欠です。私は「国民の誰もが被害者になり得る犯罪」だと感じて、関係省庁と何度も意見交換しましたが、理解がなかなか得られな。そうした中、当時の谷垣副法務大臣(現・幹事長)がリベンジポルノ問題は政治主導で解決すべきと、後押しをしてくださったことは非常に心強かったです。

その他、通信の秘密や表現の自由など、想定される課題を一つひとつクリアするために、議論に議論を重ねていきました。

途中、筋道が見えず、途方に暮れたこともありましたが、平沢委員長の統率力と、三原事務局長のリリーディングにより、被害者になり添った法案を議員立法で提出することができたこと、自負しています。

平沢 当初、新たな罰則を設けることに傾倒だった野党からも合意を得られ、法案を可決、成立できた意義は大きいと思います。リベンジポルノ問題の深刻さ、法への必要性をすべての国会議員で共有できたのですから、野党からも支持を得られ



リベンジポルノ問題に関する特任委員会(平成26年10月9日)



リベンジポルノ問題に関する特任委員会(当時)へ中間調査を申し入れ(平成26年6月20日)



参議院政務委員会にて「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)」が可決(平成26年11月14日)





人権教育啓発推進センターが発行する冊子「あなたは大丈夫? インターネットと人権」

### 性的画像を「撮らない」「撮らせない」 一人で悩む前に相談を

「リベンジポルノの被害を減らすには。三原 リベンジポルノにつながる画像や動画を「撮らない」「撮らせない」ことではないでしょうか。そのためには、低

しているモラルを教育によって再生することが必要です。山下 「撮ることを求めることがおかしい」「求めた人、撮った人に非がある」ことを、しっかりと発信することが大切で

施行前は、例えば、児童ポルノ禁止法違反の疑いがあることが証明できない限り、インターネットから削除することはできません

んでした。しかし、施行後は、リベンジポルノと認められれば自動的に削除できるようになり、結果的に児童ポルノを減らすことにもつながっています。

宮川 人権教育啓発推進センターが発行する冊子「あなたは大丈夫? ええよう! インターネットと人権」では、リベンジポルノ問題をとり上げ、高校生に配布しています。こうした冊子を、ぜひ小中学生にも配布して啓発すべきです。恋人と、あるいは友達同士でふざけてキスをしている写真を、アプリや携帯電話で気軽に撮るような、小中学生の感覚が心配だからです。私が教師だった頃、教員の顔とスマートフォン体の合成写

真を使つたはじめが発生しました。そのはじめの対象となった教員は、大人になった今でも「いつか誰かに見られるのではない」「交際相手や結婚相手にはばまかれるのではない」と怯えています。三原 先ほど山下先生が述べられた昨年一年間の被害相談数の分析を見ると、リベンジポルノの被害者は30歳未満が6割弱、30歳代が2割を超えています。リベンジポルノは、若年層だけでなく、あらゆる世代の問題なのです。

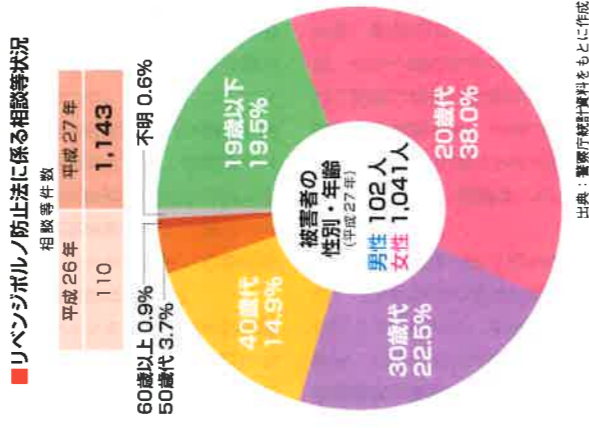
### 平成27年は53件を検査 犯罪の抑止力に

「リベンジポルノ防止法が施行され、どのような変化がありましたか。山下 警察に対する、リベンジポルノ被害の相談件数が抑えられました。その数は、平成26年11月の施行後1カ月で100件以上にも及び、平成27年の1年間で1143件の被害相談がありました。そのうち53件がリベンジポルノ防止法違反で検挙されています。

中にはインターネット上で知り合い、会ったこともない相手に自撮り画像を送り、被害に遭うケースも報告されています。三原 リベンジポルノ防止法違反以外にも、脅迫や児童買春、児童ポルノ禁止法違反などで250件も検挙されています。宮川 リベンジポルノは、それだけ世の中に蔓延している犯罪だということです。被害相談がきっかけで、加害者が逮捕され

た時は、この法律をつくってよかったですと感想しました。山下 最初の逮捕者が出たのは、昨年2月です。33歳の男性が、元交際相手の女性の裸の写真プリントを車庫場にばらまいた容疑で逮捕され、その後、懲役1年6カ月、執行猶予3年の量刑が下されました。この判決で裁判長は「動機は短絡的かつ自己中心的で、被害者の精神的苦痛も大きい」と指摘。新聞やテレビのニュースでも大きく取り上げられ、話題になりました。リベンジポルノが犯罪

であることを、国民の皆さんに広く周知できたのではないのでしょうか。三原 こうした「リベンジポルノ防止法で逮捕、有罪判決」などの報道が繰り返されることは、犯罪の抑止力につながります。また、法律ができたことで、全国の警察官のリベンジポルノに対する意識は明らかに変わりましたね。――インターネット上の画像データの削除については、いかがですか。山下 リベンジポルノ防止法の



「インターネット・ホットラインセンター」  
<http://www.internethotline.jp>



宮川 リベンジポルノに因る世や世帯を、たくさんの方の目に触れる学校や図書館などに備えることも必要です。世代を超えて、リベンジポルノの怖ろしさをもっと知ってもらう必要があります。――もし、被害に遭ってしまったら。三原 一人で抱え込まないでください。悩みを相談できる窓口がたくさんあります。相談が早ければ早いほど、流出した画像や動画のデータ削除な

で、柔軟に見直していかねばなりません。また、インターネット上には、リベンジポルノに限らず、人権を侵害しかねない情報が氾濫しています。それらによる被害を少しでも減らせるよう、警察庁にはこれまで以上に監視の目を光らせてほしいと思います。宮川 インターネット教育も大切ですね。子供たちはインターネットの使い方を教えることも、操作できます。しかし重要なのは、インターネットの上で手な付き合い方なのです。インターネットを使うことによって、起こり得るリスクやトラブルを、きちんと教えていくべきです。また、携帯電話やスマートフォンのカメラに、リベンジポルノの画像や動画を撮影できないようにする機能が付くといわれています。ぜひ企業の方々に研究していただきたいです。――最後に「できる」読者にメッセージを。三原 「できる」読者の皆さんには、被害者やその家族の気持ちに寄り添う姿勢、そして絶対

にリベンジポルノを許さないという決意で、様々な問題や課題に向き合い続けていただきたいです。社会がこれだけ複雑化、多様化すると、新たな犯罪が必ず生まれます。それにどう対応するかが重要なのです。宮川 女性の感覚は、現実には異なります。女性だからこそ気付くこともたくさんあります。女性の感覚を取り入れた法律づくりは、これからの時代に不可欠です。女性間は、皆さんの声を政策に反映させる「政策立案集団」としての気概を持ち、これからも女性局長の法律をつくり続けていけるよう、ご協力ご支援をお願いいたします。三原 リベンジポルノは、誰が被害者になってもおかしくない犯罪で、女性を一生苦しめ続ける卑劣な犯罪です。しかし、誰かが声を掛けたり、相談につなげてあげたりすれば、未然に防ぐこともできます。「できる」読者の皆さんが日々



チナが、犯罪や被害を減らすことにつながると思います。山下 例えば、恋人に裸の撮影を求められたとします。「嫌だな」「おかしいな」と思っても、恋人に嫌われるのを恐れて、その要求に応じる女性は少なくありません。「できる」読者の皆さんがリベンジポルノ問題を身近な女性と話し合い、「自分を大事にす

ること」「はっきりNOと言うこと」を伝えることが大きな抑止力になると思います。リベンジポルノ防止法は、女性局長でなければつくりなかつた法律です。女性のための法律を立案し、女性たちの人権を守っていく女性局長、これからも応援してください。よろしくお願いたします。

どの対応も早く行えます。三原 相談は、法務省の人権擁護局、警察署などに応じてくれます。警察では、男性警察官ではなく、女性警察官が相談に対応するようにしています。その中の秘密は、親や学校に知られることは絶対にありません。また、対面では「相談しにくい」という人は、警察庁が業務を委託しているインターネット・ホットラインセンターでも相談することができます。

宮川 そのサイトには「インターネット上の違法、有害情報の通報フォーム」もあります。違法な画像や動画が掲載されたサイトのURLをコピーして、それをフォーム入力欄に貼り付けて送信する仕組みになっています。違法な情報がインターネットのどこに掲載されているかをトップで説明するのはなかなか難しいので、この通報フォームを利用するのも有効です。

### 「忘れられる権利」の議論を 女性の視点をいかにして犯罪を抑止

「これからの議論は三原 被害者救済の観点から考えていくべきは「忘れられる権利」です。これは、インターネット上に公開された自分の情報をプロバイダ事業者等に削除要求できる権利のことです。ヨーロッパでは人権の一つとして認められていますが、日本ではまだ定着していません。リベンジポルノの被害者は心に深い傷を負うわけですから、日本でも今

後、議論を深めていく必要性を感じます。また、抑止力をさらに高めていくには、リベンジポルノに関わる犯罪の背景を考慮して、法律の改正や新たな対策を講じていくことも重要です。三原 今回のリベンジポルノ防止法は、一つの通過点です。改正の余地はたくさんありますし、リベンジポルノの課題も日々変わっています。その状況に感じ